

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	馬琴所持の俳書について：付・『東岡舎蔵書目録』翻刻
Sub Title	馬琴所持の俳書について：附・『東岡舎蔵書目録』翻刻
Author	神田, 正行(Kanda, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1997
Jtitle	三田國文 No.25 (1997. 3) ,p.17- 30
JaLC DOI	10.14991/002.19970300-0017
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19970300-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

馬琴所持の俳書について

付・『東岡舎藏書目録』翻刻

一、「東岡舎藏書目録」

寛政十年（一七九八）八月における、長兄臺右衛門興旨（俳号羅文）の病臥・死去に際して、曲亭馬琴は『羅文居士病中一件留』と題した記録の中に、その前後の事情をこと細かに書き留めている。この記録のうち、羅文没してより十四日後、八月二十五日の条下に、以下のような記事が見える。

○「廿五日 辰の日曇昼より雨

今日二七日に付、暮参いたし候。お添殿・おつたも参詣いたし候。（中略）

一、臺右衛門様御認被成候御反古、昨今取集め置申候。骨柳に二ツ程有之候。俗用之書付并俳諧之御書置等夥しく有之、追而清右衛門見分候積にて、一ツにからげ置申候。一体仮初の書留文通迄、叮嚀に御仕廻置被成候御気性故、用不用とも書付多分有之候。

一、御藏書改見候處、五冊程目録とは不足いたしおり候。是は人に御かし置被成候儀と奉存候へ共、先方相分り不

神田 正行

申候。（以下略）

（六十四丁表・裏）

右文中、「お添殿」とは羅文の妻長沢氏、「おつた」は翌年早世する羅文の娘である。右引用箇所によって、馬琴がこの日以前から、亡兄の遺品・遺書の整理を行なっていたことを知り得る。また羅文が存世中に、自ら蔵書の「目録」を作成していたこともうかがえるが、早大曲亭叢書中に現存する『東岡舎藏書目録』（原表紙には「書」を脱す。以下適宜略称する）は、羅文によって作成されたものではなく、原表紙に「寛政十年八月二十五日改」とあるように、右引用箇所に見える遺書整理の折、馬琴が改めて作成したものである。同目録の内容は、本稿の末尾に付した翻刻を参照されたい。

該書は全十九丁、後に『風月菴主に答ふる文』（寛政九年七月、羅文の俳友・風月庵吉岡雪碓の疑問に対する返答）や『百川合会叙』（享和元年九月二十日、日本橋百川楼における書画会の報條）と合綴されて今日に至る。本文の料紙は柱刻に「碧梧亭」とある半葉十二行の有野紙で、二行に跨がって一点を記している。つまり、毎半葉に六点ずつが記載されているわけであ

る。

同目録に記載された書名は、実態が不明なものを含めて百六十余、他に「うたひ本 五」「小本いろく 四」等の漠然とした記述が、後半部に幾つか見えている。

この目録の十七丁裏から十八丁表にかけての識語で、馬琴は次のように記している。

右之御本とは、御生涯御秘藏之品に候間、誠に御記念と存候。わか子孫後々に至とも、必く／＼鹿末に不致、むざとかし遣しなど仕ましく候。

寛政十戊午年八月廿五日 瀧沢清右衛門

(十二丁裏～十七丁表)

この識語に続く、十八丁裏から十九丁表にかけての記述は、後日の追記と思しい。

同目録の中には、漢籍や雑書も散見されるが、やはり羅文の嗜好を反映して、俳書の占める割合が圧倒的であり、特に七点の俳書の上には、右肩に小さく○印が付されている。この印は「うやむやの関」(十三丁表。早大図書館曲亭叢書一〇五番)や「麦林集」(十三丁表。早大図書館蔵)のように羅文、もしくは次兄の鶏忠(初右衛門興春。天明六年没)が筆写したものの、あるいは「もうりやう談」(四丁表。原本所在不明)や「俳諧古文庫」(四丁表。早大図書館蔵)の如く、羅文や馬琴が編んだ私的な俳書に付されており、東洋文庫蔵『曲亭蔵書目録』³⁾にいう「家書」の項に分類されるべきことを示している。もっとも、羅文の編んだ「師竹庵聞書」(二丁表。早大曲亭叢書一〇五番)のように、○印が付されていないものもあり、この作爲は徹底

されていない。

長兄の死去によって、俳書を多分に含んだ羅文の旧蔵書が、ほぼそのまま馬琴の手に渡ったであろうことは想像に難くない、実際に『東岡舎蔵書目録』と馬琴の『曲亭蔵書目録』とを比較する時、馬琴の蔵した俳書の大半が、羅文遺愛の書であったことを確認し得る。

先に引用した『病中一件留』のうち、「五冊程目録とは不足いたしおり候」という記述に対応するのが、『東岡舎蔵書目録』⁴⁾五丁裏以下に見える、次のような箇所である。

外に

- 一、はいかい埋木 長田おぼこへ
はかして有
- 一、三日月日記 是は
なし
- 〇一、去来湖東問答 是は
有り
- 〇一、桐の一葉 是も
有
- 一、ふるなすび 是は
なし

壺 壺 壺 壺 壺

是は御在世之節、何へか御かし置被成候と相見へ申候。追而先く／＼糺し、取戻可申候。 (十五丁裏～十七丁表)

右五点の俳書のうち、『俳諧埋木』(季吟編の作法書)は、「長田おぼこ」(母の姉もせのことであろう)から後日返却されたものと思しく、『曲亭蔵書目録』の「は部」欄上に追記されている。「是はあり」と記された二点も同目録の中に見えており、上部の合点と○印(家書類に付されたものとは大きさが異なる)は、後日見出したことを意味するのであろう。

「是はなし」とされた二点のうち、『ふるなすび』(蓼太編の吏

登追善集) はついに見付け得なかつたものか、以後の目録にも登載されていない。支考編『三日月日記』の消息については、特に第三節で記すこととする。

二、「曲亭蔵書目録」

馬琴の蔵書目録改編に関する資料として、天保二年五月十七日の馬琴日記中、「蔵書もくろく、文化五年より、其後文政元年の春書直し、此度とも三度に及ぶ」と記された箇所が知られている。

現存する『曲亭蔵書目録』(以下適宜略称する)は、馬琴の蔵書目録としてはごく早次のものであり、文化五年筆写の『暹羅記事』(曲亭叢書一四二番は文政年間の再写本)が、同目録「し部」の欄上に補われている一方で、この年に編まれた『返魂余紙別集』二卷(天理図書館蔵)や、翌年正月に馬琴が筆写した『藻屑物語』(曲亭叢書一七四番)は登載されていない。よって同目録の記載は、文化五年頃における馬琴の蔵書状況を反映しているものと考えられる。

ただし、蔵書目録は記主の蔵書が増加し続けている限り、常に補訂が行われねばならない筈であるから、文化五年当時の蔵書状況を留めている現存『曲亭蔵書目録』を、右の「馬琴日記」の記述と安易に結び付けて、文化五年に編まれたものと考ええることは出来ない。

『近世書目集』(注3参照)解説の中で、鈴木重三氏も説かれる如く、夥しい加筆・修整の跡からも、この目録は「一時に成ったものではな」く、馬琴による蔵書の目録化は文化五年以

前から行なわれていたと考えるべきである。

同目録は文化三年の訴訟事件(馬琴『近世物之本江戸作者部類』巻一ノ上「読本作者部」、二十八丁表以下参照)によって交渉断絶に至った書肆衆屋閣・角丸屋甚助の原稿用紙に記されており、その起筆年代は享和初年を遡りはしないであろう。

鈴木氏も指摘するように、現存目録の第二丁表から十丁表にかけて、後続目録の「仕上り分のめどしるし」と思われる「塗抹の黒線」が走っている。これをさきの「馬琴日記」の記載と併せ考えるに、現存する『曲亭蔵書目録』は、文化五年に後続の蔵書目録が成稿を見た時点で破棄されるべきものが、今日まで伝存しているということになるだろう。

以上、瑣末な点に拘泥した感もあるが、「文化五年頃成立」という表現の含む揺れを、少しでも確定しなかったまでのことである。

この『曲亭蔵書目録』は、蔵書をいろは分けに配列する他、別に「家書」「書軸」の部を設け、巻末には更に「群書類従」五十一部の細目が記されている。このうち、いろは分けの各箇所に、羅文から受け継いだ俳書が配置されているのだが、これとは別に、「は部」の欄上(実際にははみ出して、「い部」の欄上から始まっている)にも、俳書が改めて列挙されている(ただし、「は部」本文に含まれるものは重出されない)。この操作に關する私見は、次節で述べることとしたい。

先にも記したように、「東岡舎蔵書目録」に見える俳書は、その大半を『曲亭蔵書目録』の中にも見出すことが出来るが、両書を照合してみると、羅文の蔵した俳書の多くが、写本であっ

たことを確認出来る。

以下、『東岡舎藏書目録』と『曲亭藏書目録』に収録された俳書のうち、移動のあるものを列記してみたい。

(ア)『東岡舎藏書目録』にのみ見えるもの

「師伝習大事」「切字口訣」⁽⁵⁾「熱田三歌仙」「俳夜燈」「僧都問答」「柳日記」「臘日記」「蕉翁佛塚」「百回つるの跡」「三日月日記」「ふるなすび」(記載順)

最後の「ふるなすび」については前記のとおり、遺書整理の時点で既に紛失されていたものである。その他の俳書も、現存『曲亭藏書目録』の編集がはじめられた時点までには、羅文の形見分け等の理由から、馬琴の手元を離れていたものであろう。

「百回つるの跡」(十四丁裏)は西鶴の追善集で、「瀧澤文庫」の長方朱印が捺されたものが、早大図書館に現存する。

最初に掲げた「師伝習大事」(二丁表)は、俳書である確証はないものの、書名の類似から、あるいは次項に掲げる「俳諧伝受」、もしくは「著作堂俳書目録」(後述)に見える「芭蕉伝授」と同一書であろうか。

また右には掲げなかったが、「梨つ○○」としか読めない八丁裏の四点目について、『曲亭藏書目録』を参照すると、類似の書名として「梨園発句集」(七丁裏。詳細不明)を挙げることが出来る。題簽落剥等のため、右のような不確かな記述になったものか。

(イ)『曲亭藏書目録』にのみ見えるもの

「糸衣」「異名分類抄」「俳諧を禁するふみ」「誹風柳樽」「俳諧綾錦」「俳諧歳時記」「俳諧家譜」「俳諧伝受」「俳諧職人合

「類柑子」「家雅見草」*「淀川」「嵐雪発句集」*「無言抄」*「山の井」「山かつら」「筆真実」「紅梅千句」*「こふり山」「香非時」*「あぶらかす」「銀菱」*「水室もり」「百万評歌仙」*「守武千句」*「蕉門頭陀袋」「沾徳評百韻」(本文における記載順)

羅文の蔵書に、享和三年刊行の『俳諧歳時記』が見えないのは当然のことであり、同様に享和三年五月に馬琴が筆写した『蕉門頭陀袋』(綾足の『蕉門頭陀物語』。曲亭叢書一七三番)が見えないことにも不審はない。また鳴島鳳卿(錦江)の『子姪に』俳諧を禁する文(曲亭叢書一七二番)は、羅文存世中の寛政八年に馬琴が筆写したものであるが、羅文の所蔵とはならなかったものらしい。

「百万評歌仙」と「沾徳評百韻」とは、『東岡舎藏書目録』中、「古くわいし 十九冊」「新しくわいし 九冊」等と記された中に含まれていたものであろう。後に触れるように「沾徳評百韻」は、羅文が殊に愛蔵した品であった。

「百万評歌仙」は『曲亭藏書目録』の中で、「家父可蝶高点」という注記が施されており、「ひ部」と「家書部」に重出している。この歌仙は早大曲亭叢書中、折本装幀の無題発句帳(『国書総目録』に「曲亭句集」とするのは正しくない)三冊の中に含まれている(同叢書一七七番)。後述する『著作堂俳書目録』には「同(俳諧)百万評百韻」とあるが、準家書を示すと思しい合点が施されている点からも、これは「百万評歌仙」の誤りであろう。

他の諸書は馬琴の新収と考えられるが、そのうち「写本」と明記されているものは「山かつら」(詳細不明)のみであり、羅

文の場合とは対照的に、馬琴の俳書収集は版本によるものが多かった。特に*を付した七点は、後述する『著作堂俳書目録』で「就中珍書」と注記されたものである。

三、「著作堂俳書目録」

「馬琴所蔵本目録、一」(注3参照)の中で、服部仁氏も紹介しておられるように、『著作堂俳書目録』(以下適宜『俳書目録』等と略称する)は早大図書館曲亭叢書に存する『惜字雜箋』と題された一連の草稿集中、第五冊「秋の部」に収まり、表紙に貼付された目録には「東岡堂著作堂所蔵俳書目録」とある。また本文第一行の貼紙には、「著作堂俳書目録」と墨書されているが、本文は馬琴の手跡ではないようである(一部馬琴の補記がある)。

この目録の作成時期に関しては、『曲亭蔵書目録』以上に徴証を欠いており、主に記述の内容から、これを推定していかざるを得ない。

そこで注意せねばならないのは、恐らくはこの目録が、馬琴の俳書目録として単独に編まれたものではないことである。内題が書かれた初丁第一行の貼紙の下には、本文と同じ筆跡で「返魂余紙 四冊」とあるが、『返魂余紙』は馬琴手製の貼交帳であり、俳諧とは関係が薄い。よってこの目録が本来、蔵書目録の「は」の部の一部分であったことが推定できる。

また、前節にも触れた『俳諧歳時記』や『蕉門頭陀物語』が、本文に組み込まれているところからすれば、現存『著作堂俳書目録』をその一部分とする、馬琴の蔵書目録の成立は享和三年を遡り得ない。更に、「長田おぼこ」から返却された『俳諧埋木』

や、馬琴の新集書である『嵐雪句集』の如く、『曲亭蔵書目録』においては欄上に補われている俳書も、『著作堂俳書目録』では本文に組み込まれていることを考慮すると、同目録の成立は、『曲亭蔵書目録』よりも後と考えるべきではあるまいか。

『曲亭蔵書目録』「は部」の欄上に、改めて俳書が列記されていることについて、服部仁氏は『曲亭蔵書目録』より見た馬琴の俳諧(さるみの会報17、昭和52・10)の中で、「俳書を調べ際の重宝さを配慮しての記載」とされた。あるいはそのような意図も存したかも知れないが、むしろ後続の蔵書目録において、俳書を「は」部に一括して著録するための下準備とは解せないであろうか。

『著作堂俳書目録』を「は」部の一部分(恐らくは末尾)とする、馬琴の蔵書目録において、本来「俳諧」と冠していない書物にまで、あえて「俳諧(同)」の二字を補って「は」部に集めた作爲は、『曲亭蔵書目録』「は部」欄上における俳書の列挙と同趣である。

『俳書目録』の冒頭部には、俳書を時代順に配列しようとした意図が看取されるが、この作爲は一貫されておらず、同目録の配列はむしろ、『蔵書目録』欄上に列挙された俳書の配列と、部分的に一致する箇所が多い。

恐らく馬琴は、俳書を一箇所に集めておくことによって、蔵書目録がより機能的になるという効果を狙ったのであろう。この推定が正しいとすれば、当然以後の蔵書目録においては、「は部」以外に俳書は見えなかったはずである。

『曲亭蔵書目録』と『著作堂俳書目録』との間の増減は些少で

あり、文化以降の馬琴にとって、俳書は積極的に購入する類の書物ではなかったことがうかがえる。

服部氏は、注3に挙げた論考の中で、『蔵書目録』に見えて『俳書目録』には見えない俳書が十点(家書は除く)ある旨を記しておられる。『三上吟』『錦繡談』の二点を除いて、服部氏はこれらの書名を明確にされていないのだが、前引『曲亭蔵書目録』より見た馬琴の俳諧を参観すると、その中には「秋の寢覚 二冊」「あすか川 三冊合巻」「あしの一もと 写一冊」の三点が含まれていると思しい。

しかしこのうち、前二者には同名異本が存しており、俳書と即断してしまうには、ためらいを禁じ得ない。冊数から考えると、それぞれ有賀長伯の『歌枕秋の寢覚』(二冊)と、中川三柳の随筆『飛鳥川』(三冊)を指すようにも思われる。また、護物による『幻住庵記』の注釈書『あしのひともと』は、文政十年の刊行であり、上梓以前に写本で行なわれていた確証がないので、これも同名異本と考えるべきではあるまいか。

少なくとも、『蔵書目録』の「は部」及びその欄上に列記された俳書は、「三上吟」と「あぶらかす」(『新增大筑波集』の上巻)の二点を除いて、全て『俳書目録』にも見えている。これ以外に、論者が『曲亭蔵書目録』独自の俳書として提示し得るのは、「色紙短冊聞書 写本一冊」(詳細不明。『東岡舎蔵書目録』二丁裏に見える「はせを短尺聞書」と同一書であろう)と「異名分類抄 一冊」の二点のみである(他に、「二代目市川八百藏」と注記された「追善きのふけふ 一冊」も、詳細は不明ながら、安永六年に没した二世八百藏の追善句集の類かも知れない)。

羅文旧蔵書にも含まれない、入江昌喜の『異名分類抄』(寛政五年刊)は、『曲亭蔵書目録』の「い部」に登載されているのみで、同日録の「は部」欄上や『俳書目録』中には見出し得ない。あるいは馬琴にとって、該書は俳書としてではなく、一種の辞書として意識されていたのであろうか。なお、馬琴の『俳諧歳時記』(享和三年、永楽屋東四郎他刊)における、異名についての記載が、同書よりも尾崎雅嘉の『和歌異竹集』(寛政七年刊)に近いことは、拙稿『俳諧歳時記』の成立(藝文研究71号。平成8・12)において記した通りである。

逆に『俳書目録』にしか見えなものは、服部氏も指摘されたように、『犬筑波集』『三日月日記』『五元集』の三点である。『犬筑波集』は「就中珍書」として、馬琴が○印を付したものの一つであり、随筆『燕石雑志』(文化七年、河内屋太助他板)巻末の「引用書籍目録」にもその名が見えている。支考編の『三日月日記』は、『東岡舎蔵書目録』には見えていたが、『蔵書目録』の中には見えず、『俳書目録』で再び現われている。馬琴が新たに購入した可能性は低いと思われ、あるいは後に見出し得たものであろうか。

『五元集』は言うまでもなく其角の句集であり、馬琴は『燕石雑志』巻二④夕立の末尾で、「予五元集・類柑子等に見えたる発句の、殊に解しがたきものを抜萃して、これを註せむと思ふ事久し」(十二丁表)とまで記している。結局のところ、その稿は起こされずに終わっただけだが、『燕石雑志』の「引用書籍」の一つに数えられていることから、馬琴が『曲亭蔵書目録』以後に『五元集』を入手した可能性が高い。

『著作堂俳書目録』において、「俳諧五元集 同続集四冊附 八冊」

は、重出する「同類柑子」と共に、「俳書目録」の最末尾に置かれている。同目録中、各書目に付された「俳諧」の文字は、直前の「家雅見草」までは「同」字を以て処理されているが、「五元集」においては改めて「俳諧」と書されており、字様の微妙な相違と相俟って、記録時期に隔たりがあることを感じさせる（なお「俳諧五元集」の後に馬琴の筆跡で「同類柑子」と書されているのは、同じ其角の句集として、重複を厭わずに列記したものであるう）。

『五元集』を新增書と認定した上で、前節の冒頭に引いた「馬琴日記」の記事に信を置くならば、この『著作堂俳書目録』は、文化五年に改編された馬琴の蔵書目録のうち、「は」部の後半部分を、文政元年における蔵書目録改編の折に切り出したものと考えられようか。

いずれにせよ、同目録の末尾に馬琴が記した「此外にもなほあるへし。思ひいつるまゝするす」という文句は、事実在即さないわけであるが、この文句を含む馬琴の自筆識語は、末尾に何やら記してあった上に貼り紙をして、改めて記されている。本来ならば「わか子孫後々に至候とも必く鹿末に不致、むざとかし遣しなど仕ましぐ候」（『東岡舎蔵書目録』）とでもあるべきところ、「○印は就中珍書にて当今書肆杯にたつねては容易に得かたきもの也」と記してある。この『俳書目録』の中に「羅文に関する事柄が一言も書かれて」いないことは、服部氏も注³の論考に指摘するところであり、肉親に対する情愛はとりわけ強かった馬琴からすると、『俳書目録』の記載は余りによそよ

そしく感じられる。

四、馬琴所持俳書の行方

長兄羅文の死によって、馬琴の所蔵に帰した俳書は、およそ四十年を経た天保七年（一八三六）九月、嫡孫の太郎に御家人株を買い与える資金調達のため、その大半が売却された。この折に馬琴の手を離れた蔵書は俳書に限らず、「蔵書六十櫃の其三が二」（『吾仏の記』巻三・五十四丁表）にあたる「凡三十八、九箱」、「和漢の書籍大小七百余部」（天保七年十月七日付、小津桂窓宛馬琴書簡⁸）に及んだ。『吾仏の記』家説第三の百三十七「蔵書沽却の損益」に拠ると、丁字屋平兵衛を介して競りにかけられた蔵書のうち、「故兄の遺書なる俳諧の古書珍書百七部」は、「市の算帳の漏たれば、紛失したるなるべし」（五十四丁表）とあって、金にもならぬまま、「売書の夜市」の混雑の中に散佚してしまつたものらしい。

先に記したように、「著作堂俳書目録」の中には、各書目の稀少さ、つまり「価値」に関する注記が施されている。「○印は就中珍書にて、当今書肆杯にたつねては、容易に得かたきもの也」という書きぶりには、稀書をことさら高値に売却せんとする馬琴の意図が看取されはしないだろうか。

『吾仏の記』にも、「奇書珍書の世に稀なるは、価云云ならでは売るべからずとかねて文溪堂にこゝろ得させて、其書名を書つけて渡置しに」（巻三、五十四丁裏）とあって、天保七年における蔵書売却の折、高値が予想されるものに関しては、馬琴自ら丁字屋平兵衛に一々注意を与えたという。以上の点から、『俳

『書目録』中の「○印」は、この折に施されたもののように思われてくる。

同日録の内題「著作堂俳書目録」のうち、「俳書目録」の部分は本文の字体に近いが、「著作堂」はかなり乱れた馬琴の筆跡である。これも本来は「東陽舎所蔵著作堂所蔵俳書目録」とでもあったところを、書肆等に示す必要から、倉卒に改題した痕跡なのかも知れない。

もっとも、『俳書目録』に列挙された俳書は、『類柑子』の重複を除いて百二十四部であり、一括して売却された百七部よりも若干多い。ただし、先にも触れた雲裡の『俳諧論』等、二人の亡兄や馬琴自身の筆写になるが故に、家書に準ずる扱いを受けたもの、つまり『俳書目録』では合点が付されている書目(十二点)などは、売却が見送られたのであろう。その大半が饗庭篁村を経由して、早稲田大学図書館の所蔵に帰した曲亭叢書の中に、『俳諧論』や『露川責』、『子姪に俳諧を禁するの文』等が含まれている点からも、近代に至るまで滝沢家蔵書の中に、若干の俳書が含まれていたことが確認できる。

一括して売却された百七部に含まれなかったものうち、羅文旧蔵の「一蜂評百韻懷紙」と「沾徳評懷紙」は、合わせて金一分で伊勢松阪の小津桂窓に売却された。この二懷紙は、羅文の殊に秘蔵したものであり、一括売却の折に売り惜しんだのも、その故であろうか。

俳書売却の直後、天保七年十月七日の日付を持つ桂窓宛書簡の中で、馬琴は「一蜂評懷紙」を紹介して、「又、シテの内、琴風・岩翁杯は五元集・類柑子・雑談集杯にも見え候」と記して

おり、あるいは右書翰中に挙げられた其角関連の俳書なども、馬琴の手に残されていたのかも知れない。

以上、馬琴の所持した俳書について、考察を加えてきた。羅文の没後、次第に俳諧からは遠ざかっていった馬琴にとって、百点を越える俳書群は、決して日々用いる書物ではなかったであろう。しかし一方で、その多くが羅文の旧蔵書であったが故に、愛着もことさらに深かったはずである。七十を迎えて、孫の将来の為に、亡兄遺愛の俳書を手放さなければならなかった馬琴の苦衷は、いかばかりであったらうか。

注

- (1) 拙稿「羅文居士病中一件留」解題・翻刻。前半は本誌24号(平成8・12)に掲載、引用箇所を含む後半は次号に掲載予定。
- (2) 『百川合会叙』は、享和三年成立の馬琴自編狂文集『體新書』(原本所在不明。明治30年、薰志堂の翻刻本あり)にも収められている。
- (3) 日本古典文学影印叢刊32『近世書目集』(平成1・10 日本古典文学会)に、鈴木重三氏の解説を付して影印されている。また服部仁氏が、「馬琴所蔵本目録、一」(同朋大学論叢四十号。昭和54・6)において翻刻紹介しておられる。
- (4) 『馬琴日記』第一卷(昭和48・6、中央公論社刊)三百五十七頁。もっとも、馬琴の記憶に誤りがあるとすれば、以下の推定も動揺せざるを得ない。
- (5) 『家廟遺墨』卷三(天理図書館滝沢家寄託書)所収の馬琴宛羅文書翰の中で、この書に関して「五ヶ八鉢記」との注記が施されているが、いずれにせよ詳細は不明。同書簡によれば、この時「切字口訣」の他、「つるいちご」「花たんす」「蕉門附合」十四鉢、「十鉢附心」「切字解」「破魔弓」(俳諧)二十五条、「艶竹」と、合計九冊が羅文から馬琴に貸し出されている。
- (6) 所在不明。木村三四吾氏「馬琴の書籍」(『吾仏の記』解説。昭和

62・12、八木書店)によれば、近代に入って度々古書店に姿を現した『返魂糸紙』は三冊であったというが、右『俳書目録』の該当箇所、並びに『曲亭藏書目録』「は部」においては、共に「四冊」とある。

(7) 服部氏は、『曲亭藏書目録』のみに見える『錦繡談 二冊』を俳書(其角編『俳諧編論』)と認定された。しかし該書は「は部」の欄上には見えておらず、あるいは天隱龍澤編の漢詩集『錦繡談』のことかも知れない。

(8) 天理図書館蔵。天理図書館善本叢書『馬琴書翰集』翻刻編(昭和55・3、八木書店)、三六〇～一頁。

(9) 曲亭叢書に収録されたものの他、早大図書館には「龍澤藏書」の長方印が捺された俳書として、第二節に触れた『鶴の跡』や、越後の知友鈴木牧之が編集を補助した『十評発句集』、羅文・馬琴兄弟の師である越谷吾山の追善集『ゆきを花』などが蔵されている。以上三書は、いずれも三村竹清が『本之話』(昭和5・10、岡書院)「曲亭遺書」で紹介した、饗庭篁村の「曲亭所有草稿類」の目録にも見えていない。この三点が何故「曲亭藏書目録」や「俳書目録」には見えないのか、その事情は不明とせざるを得ない。

(10) 旧版随筆大成に影印された、宮内庁書陵部蔵本『耽奇漫録』(昭和3・4、吉川弘文館)に拠ると、文政七年(一八二四)十一月十四日、第八回耽奇会にこの二懐紙を出品した馬琴は、その説明文(同右書十一～十四頁)の中で「俳書目録」にも見える『綾錦』を引用する他、『花見串』『俳諧家語』『五色墨』等の書名を挙げている(国会図書館蔵『耽奇漫録』には、右二懐紙に関する記述に脱文がある)。なお、馬琴は『東岡舎藏書目録』以下各目録において、『蜂』『雁峰』等と記しているが、『俳諧綾錦』や書陵部本『耽奇漫録』を徵するに、これは「二蜂」が正しいようである。一蜂は玄札の門人で河曲氏。伊勢出身で江戸神田に住した。

本文中や注において明記したものの他にも、馬琴の旧蔵所に

言及された諸論考、就中木村三四吾・柴田光彦・服部仁・播本真一各氏のご研究からは教えられる点が多かった。本稿を締めくくるに当たり、記して感謝の意を表したい。

また、日頃から資料の閲覧に際してご高配を賜り、特に今回『東岡舎藏書目録』の翻刻を御許可下さった早稲田大学図書館および同館貴重書室の各位にも、厚くお礼を申し上げる次第である。

附 『東岡舎藏書目録』 翻刻

○書誌

該書の書誌は以下の通り。

所蔵 早稲田大学総合図書館（曲亭叢書四十七番）。

形態 二二・五×一五・七糎。全十九丁（原表紙とも）。

『風月菴主に答ふる文』（十三丁）、『百川合会叙』（五

丁）と合綴）

表紙 原表紙、半紙。

後補表紙、薄香色地布目紙表紙。

題簽（後補表紙）子持ち野摺樺題簽（一七・四×三・七糎）、

「風月菴主に答る文／百川合会叙／東岡舎藏書目録

合」。

料紙 本文、十二行有罫紙（柱刻「碧梧亭」）。

丁数 本文十八丁（丁付けなし）

筆者 曲亭馬琴。

○凡例

原本に忠実に翻刻することを心がけたが、以下の二点で本文に改変を加えた。

（ア）本文中の片仮名は若干を残して平仮名に改めた他、識語等で本文には付されていない句読点を補った。

（イ）原本には丁付けが施されていないが、私に（一オ）のごとく、丁数と表・裏の別を略記した。

○本文

東岡舎藏目録

寛政十年八月廿五日改

一	四書		十冊
一	唐詩選	六字	三冊
一	鳴鳳帖	長雄法帖	壹
一	童子往来		壹大冊
一	孟子	カナ付	壹小冊
一	あすならふ		式（一オ）
一	火花草		壹
一	つるいちご		壹
一	おくの細道		壹
一	つれ／＼草	写本	壹
一	三河物語		壹
一	和哥要櫃		式（一ウ）
一	本式俳諧		壹
一	師伝習大事		壹
一	俳諧十牀附応		壹
一	師竹庵聞書	御直筆	壹
一	滑稽伝		壹
一	俳諧論	兄鶴忠様 御筆	壹（二オ）
一	玉の鑑		壹
一	蕉風口写		壹
一	はせを短尺聞書		壹
一	はま弓		壹

一	艶竹	壺	食礼たんか	壺	(4ウ)
一	はいかい廿五ヶ条	壺	牡丹論談	壺	
一	花たんす	壺	熱海みやげ	壺	
一	附句十四躰	壺	萩の露	壺	
一	切字口訣	壺	はいかいきさかた	壺	
一	切字解	壺	百番句合	壺	
一	ひさこ	壺	桃青三百韻	壺	(5オ)
一	春の日	壺	落柿舎日記	壺	
一	冬の日	壺冊	うらわかば	壺	
一	猿みの	壺	月と汐	壺	
一	続さるみの	壺	源氏名題發句	壺	
一	すみたはら	壺	五色墨	壺	
一	曠野	壺	錢龍賦	壺	(5ウ)
一	深川集	壺	三上吟	壺	
一	俳脉通	壺	三足さる	壺	
一	もうりやう談	壺	蕉翁三章落穂	壺	
一	両吟十哥仙	壺	冬かつら	壺	
一	大師みくじ本	壺	放生日	壺	
一	四書字引	壺	若葉合	壺	(6オ)
一	古文庫	壺	風俗文選	壺	
一	制高相書	壺	古今和哥集	壺	
一	所々歳旦帖	五	伊勢物語落穂抄	壺	
一	厂峰懐紙	壺	つれく草諸抄	壺	
一	節用	壺	みなしぐり	壺	
一	詩仙	壺	熱田三哥仙	壺	(6ウ)

極古本

御集
薄本

御自序
馬琴
ら文

板本

はせを庵小文庫	壺	花三斛	壺
江戸八百韻	壺	多胡碑集	壺
新山家	壺	夏引集	壺
俳番匠	壺	遅八刻	壺
物見車	壺	恋しひか	壺
特牛	壺 (7才)	おほろふね	壺
雑談集	壺	俳諧雪嵐	壺
誰か家	壺	百人一首師説抄	壺
統五論	壺	徹書記物語	壺
葛松原	壺	未来記	壺
露川賁	壺	百人一首百詠散書	壺 (9ウ)
かれ尾花	壺 (7ウ)	西行家集	壺
もゝの杖	壺	近來風躰	壺
笈日記	壺	定家相語	壺
かはつ合	壺	一人三臣和歌	壺
蕉翁附合集	壺	制詞	壺
はせを文集	壺	鷹百首	壺 (10才)
はせを發句集	三 (8才)	後水尾院御製	壺
増山井	壺	色紙和哥写	壺
終焉記	壺	柿本法案和哥	壺
<small>松かさり 古かきみ</small>	壺	玄旨百首	壺
梨つ〇〇	壺	三問答	壺
秋の日	壺	挙白集	壺
俳夜燈	壺 (8ウ)	暁山集	壺
小菟	壺	京都めぐり	壺
			合卷四 (10ウ)
			式

薄本
御自筆

内二冊不足
三冊アリ

一	両道中図鑑	壺	〇	一	麦林集	鶏忠様 御筆	壺
一	狂哥初心抄	壺	一	一	雪あかり	同	壺
一	附合小かゝみ	壺	ノ	一	百九十六冊	同	(13才)
一	芙蓉文集	式	外に	一	古くわいし		十九冊
一	三物句解	二		一	新くわいし		九冊
一	蕉翁文臺図	壺		一	追善夢見草		壺
一	明月談哭	式		一	千句くわいし		壺
一	はせを庵再興集	三		一	諸書留		壺 (13才)
一	はいかい十三条	壺		一	御自筆詠中		廿五冊
一	僧都問答	壺 (11ウ)		一	外詠草中		十五冊
一	柳日記	壺		一	点句書抜	御自筆	壺
一	天狗問答	二		一	うたひ本		五
一	蓼太句集	壺		一	はいかい艦		壺
一	臘日記	壺		一	寛政武鑑		四 (14才)
一	蕉翁倅塚	式		一	百回つるの跡		壺
一	はせを七部搜	式 (12才)		一	大増補改算記		壺
一	蜀山夜話	式		一	はいかいけい五編		壺
一	春と秋	壺		一	小本いろく	鶏忠様 御筆	四
一	髭帚	壺		一	御戲作本		四
一	唐詩三物	式		一	歳旦帖		六 (14ウ)
一	はせを句解	壺 (12ウ)		一	古状古本		壺
一	そのすみ絵	壺		一	古くわいし		壺
一	はせを庵再興勸進帳	壺		一	月次發句の□り		二
一	通夜物語	壺		外に			
一	うやむやの関	壺					

御自筆
ひやうしなし

初編
後編

一、はいかい埋木

長田おほこへ
かして有

壺

一、三日月日記

是は
なし

壺 (15才)

〇〇〇、去来湖東問答

是は
有

壺

〇〇〇、桐の一葉

是も
有

壺

一、ふるなすび

是は
なし

壺

五部

是は御在世之節、何方へか御かし置被成候と相見へ申候。(15)

ウ) 追而先く糺し取戻可申候。

〇此外御書留物

一 柳ごり

一ツ

内ニ入有

一 文庫

一

内ニ入有

一 風呂敷包

一

内ニ入有 (16才)

一本たんすの内にも入有之候。追く見分可申候。

右之御本ともは、御生涯御秘蔵之品に候間、誠に御記念と存

候。わか子孫後々に至候とも必く(16ウ) 鹿末に不致、むざ

とかし遣しなど仕ましく候。

寛政十戊午年八月廿五日 瀧沢清右衛門 (17才)

此外

一 点譜

壺通

御印章

青朱墨

御印鑑

御かけ物

画書

御たんざく

御たんざく

七八本 (17ウ)

四五枚

いろく (18才)